

## ⑦防集移転元地の利活用

- (1) 防集移転元地については、基幹事業が進む中で、その利活用が課題となっている市町村等が多い。
- (2) 防集移転元地の利活用については、市町村等の具体的な土地利用の計画に基づき、産業用地、道路事業等の整備を支援している。
- (3) 復興交付金では、基幹事業を用いることにより、用途に応じ、土地区画整理事業による産業用地の整備、漁業集落防災機能強化事業による水産関係用地の整備、農地整備事業による防集移転元地と農地の一体整備等が可能であり、この他にも、更に、地域の特性に応じ、効果促進事業により下記の項目の支援が可能である。

- ① 防集移転元地を含む周辺一帯の土地利用計画の調査・検討・作成  
(例)土地の現況の測量・調査  
土地利用の検討における外部有識者や専門家の活用  
住民と対話するための意見交換会の開催
- ② 土地利用計画を具体化するための事業の実施  
(1) 効果促進事業では、土地利用計画を実現するための整備費を支援している。  
この際、土地利用計画について、地域の復興に資する度合い、移転元地の利用見込み、持続可能性、費用との兼ね合い等、適切な計画であることを確認することとしている(26年11月25日復興庁発表)。  
(用途の例)産業用地  
網置き場等の水産関係用地  
砂浜後背地の広場や駐車場  
地域の中心となる地区のイベントスペースや道路  
市内の被災した広場の集約整備

平成 27 年 12 月 8 日(火)衆議院東日本大震災復興特別委員会  
階猛(民主党無所属クラブ)

出典:

地域の課題への対応強化のための効果促進事業の活用の促進に向けたパッケージより抜粋  
(復興庁記者発表資料)

- (ii) 具体的な土地利用計画に基づき、効果促進事業により実施可能な費目の例は下記のとおりである。

## ○用地取得

防集移転元地の間に点在する土地について、防集移転元地を含めて一帯を整備する計画である場合に、防集移転元地以外の土地の取得が可能である。

※ 復興まちづくりに必要な道路等公共施設整備のための用地であることが原則である。

※ この際、防集移転元地を極力活用するよう努めることが必要(移転元地が活用できる施設配置・区域設定、民有地を別の移転元地と交換等)。

## ○基盤整備

防集移転元地における基盤整備、例えば、低廉な広場や駐車場、イベントスペース、土地利用のために必要となる小規模な道路や排水路の整備が可能である。また、これらの事業の実施に伴う家屋基礎や被災した道路・下水道等の支障物の撤去も可能である。

※ 産業用地として整備する場合には、用地取得・造成・基盤整備までを効果促進事業で対応可能(⑥に記載)。

## ○施設整備

防集移転元地を利活用した、施設整備(観光交流施設等)が可能である。ただし、この場合、利用見込み、維持管理費、周辺の類似施設の状況等を踏まえ持続可能な規模とすることが必要であり、適切な施設の整備とすることが必要。

- (4) このほか、他の国の補助事業を利用して、防集移転元地において、植物工場、国立公園内のフィールドミュージアム、研究工場等の整備を行っている事例があり、適切な補助事業を選択する必要がある。

(参考)「自立」につながる復興施策展開の基本的考え方(6月3日復興庁発表(抄))

## 「(3)②防集元地の有効活用の支援」

- 防集移転元地において、地域の企業や観光・漁業資源などの地域資源を活用して自立を図る意欲的な取り組みを復興交付金等により支援。
- 具体的な土地利用の計画に基づき、防集移転元地と民有地が混在する区域において、土地の交換・取得による敷地の整序・集約化を図りつつ、産業用地・道路等の整備を支援。復興庁・復興局の担当者が、市町村をまたいで情報収集・提供を行い、土地利用の計画策定を支援。

## 防災集団移転促進事業で防集対象者以外への宅地の募集又は引渡しに至っている地区の状況

市町村	地区数	整備 区画数	空きが生じるおそ れのあった区画数	再募集によっても 防集対象者からの 応募に至っていな い区画数	備考
亘理町	2	142	18	18	・左記18区画のうち6区画は防集対象者以外の被災者へ分譲済み ・再募集を継続中
仙台市	13	733	106	74	・防集対象以外の被災者まで対象を拡げて募集中

平成 27 年 12 月 8 日(火)衆議院東日本大震災復興特別委員会

階猛(民主党無所属クラブ)

出典：国土交通省作成資料